

令和5年5月16日

広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱
第9条に基づく指名停止措置の公表について

このことについて、次のとおり指名停止措置を行ったので公表します。

商号又は名称 代表者氏名 所在地	株式会社フジタ 代表取締役 奥村 洋治 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
措置期間	令和5年5月16日から令和5年6月15日（1か月）
事案の概要	<p>株式会社フジタの使用人は、「石垣島（3）宿舎新設建築工事（その1）」において、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせ、当該事故について、労働安全衛生法違反により、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、「広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱」第2条第1項及び不正又は不誠実な行為等による指名停止について規定した別表第2第12号に該当する事件であるため、指名停止措置を実施する。</p>
適用条項	「広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱」 第2条第1項及び別表第2第12号（不正又は不誠実な行為等）
問い合わせ先	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 TEL 082-508-6848